

2025年度

PTA 総会資料



大谷小学校PTA

2025年度大谷小学校 PTA 総会

目次

1 議案

第1号議案 2024年度活動報告

第2号議案 2024年度決算報告並びに会計監査報告

第3号議案 2025年度大谷小学校 PTA 本部役員並びに会計監査委員選出

第4号議案 2025年度会費徴収を行わないことについて

第5号議案 特別会計からの一般会計への繰り入れ(取り崩し)について

第6号議案 2025年度活動計画(案)

第7号議案 2025年度一般会計予算(案)並びに特別会計予算(案)

2 参考資料

- ・大谷小学校 PTA 組織図
- ・大谷小学校PTA規約
- ・大谷小学校PTA細則
- ・大谷小学校PTA 個人情報保護規程

第1号議案

2024年度活動報告～1～

月	本部		運営委員会
4	新旧本部顔合わせ 三役・本部打ち合わせ(1) 青健連運営会(顔合わせ)	単P会長会(新単P会長予定者会) 市P連総会(書面開催) 市P本部役員会	PTA総会(書面開催)
5	市P連定期総会(書面開催) 単P会長会(1) 教育懇談会 三役・本部打ち合わせ(2) 青健連運営会(総会)	PTA指導者研修会 前PTA会長掲帖式 市P本部役員会 学校応援団運営委員会(1) 性教育講座事前打ち合わせ	PTA運営委員会(1)
6	単P会長会(2) 青健連運営会(1) PTA会費口座引き落とし 性教育講座開催お手伝い 個別登校試験運用(1)	三役・本部打ち合わせ(3) 学校応援団運営委員会(2) 登校方法について最終アンケート PTAだより臨時号発行 個別登校後アンケート(1)	PTA運営委員会(2)
7	青健連運営会(2) 第1学期会計締め サマースクール事前準備 サマースクール	学校応援団運営委員会(3) 三役・本部打ち合わせ(4) 和座海綾ブロック交流会	
8	登校方法に関する意見交換会(1)(2)		
9	青健連運営会(3) 海老名市PTA本部役員交流会 登校方法に関する意見交換会(3) 避難所開設訓練	三役・本部打ち合わせ(5) 単P会長会(3) 市P本部役員会	
10	青健連運営会(4) 三役・本部打ち合わせ(6) 単P会長会(4)	市P本部役員会 臨時総会(登校方法の変更)	
11	次年度本部役員選出について意向調査 青健連運営会警察合同パトロール 三役・本部打ち合わせ(7)	学校応援団運営委員会(4) 次年度PTA役員募集 次年度PTA入会の案内	
12	青健連運営会(5) 青健連「大谷ネットコン」募集要項配付	ベルマーク退会 次年度PTA役員再募集	PTA運営委員会(3)
1	単P会長会(5) 青健連運営会(6) 三役・本部打ち合わせ(8) 次年度PTA入会の案内(新入生向け) 個別登校試験運用(2)	市P本部役員会 次年度PTA役員再々募集 県Pからの退会検討のお知らせ プリンター買い替え検討	
2	PTA活動研究集会 PTA活動情報交換会 次年度PTA入会の案内(再) 学校応援団運営委員会(5)	校外委員の引継ぎお手伝い 青健連運営会(7) 個別登校後アンケート(2)	
3	単P会長会(6) 青健連運営会(8) 次年度PTA入会の案内(再々) 会計監査	青健連「大谷ネットコン」作品発表配布 プリンター購入・設置 三役・本部打ち合わせ(9)	

2024年度活動報告～2～

月	広報委員会	成人教育委員会	厚生委員会
4	入学式写真撮影 1年生を迎える会写真撮影 打ち合わせ 104号作成開始	2023年度活動休止	打ち合わせ 水やり(毎週末)
5	広報研修会参加 打ち合わせ		花の植え替え計画 花の植え替え実施
6	打ち合わせ 家庭教育学級 104号回覧・印刷・注文		
7	104号発行		食の創造館見学 厚生委員会だより作成 10月植え替え計画
8			学校閉校期間水やり当番
9	105号作成開始 打ち合わせ		厚生委員会だより作成
10	打ち合わせ 厚生委員会活動取材・撮影 運動会練習撮影		厚生委員会だより作成・配布 草むしり実施 植え替え実施 今後の日程打合せ
11	打ち合わせ 運動会練習撮影 105号回覧・印刷・注文・発行		
12	106号作成開始 打ち合わせ		学校給食物購入選定委員会 クリスマスの飾り片付け
1	打ち合わせ 音楽会練習写真撮影 106号回覧・本印刷・注文		2月植え替え計画
2	106号発行 音楽会写真撮影取材		2月植え替え実施 栽培委員へ苗の贈呈
3	新旧広報引継ぎ 号外発行	2024年度は委員の選出なし	新旧厚生引継ぎ

2024年度活動報告～3～

月	学年委員会	校外指導委員会
4	2023年度活動休止	青健連運営委員会
5		PTA通学路改善要望説明会(動画視聴) 青健連運営委員会定期総会 危険箇所の視察 通学路改善要望書の作成・市へ提出
6		第1回青健連運営委員会
7		第2回青健連運営委員会 市から返却された要望書の修正・再提出
8		豊受大神盆踊りのパトロール 真鯨公園盆踊りのパトロール
9		第3回青健連運営委員会
10		豊受大神例大祭のパトロール 第4回青健連運営委員会
11		国分寺台文化センターフェスタ 杉小わいわいフェスタ 引継ぎ用マニュアル作成開始
12		子ども110当番登録家庭への感謝状作成 第5回青健連運営委員会
1		第6回青健連運営委員会 校内整備事業
2		第7回青健連運営委員会
3	2024年度は委員の選出なし	子ども110当番の家への感謝状配布 第8回青健連運営委員会 立哨道具回収 青健連「大谷ネットコン」作品発表配布 次年度引き継ぎ 大谷中卒業記念講演会 通学路危険箇所パトロール

第2号議案

2024年度 決算報告（一般会計）

自. 令和6年4月1日 至. 令和7年03月31日

収入の部

(単位:円)

科目		摘要	予算金額	決算金額	比較増減
前年度繰越金			58,144	58,144	0
PTA会費			(1,135,200)	(1,112,200)	△23,000
	保護者会費	433世帯×200円×12か月＋転入生3名（3,400円）	1,063,200	1,042,600	△20,600
	教職員会費	29人×200円×12か月	72,000	69,600	△2,400
雑収入	雑収入		4	300	296
科目なし			0	0	0
当期収入合計			(1,135,204)	(1,112,500)	△22,704
収入合計			1,193,348	1,170,644	△22,704

支出の部

(単位:円)

科目		摘要	予算金額	決算金額	比較増減
運営費 会議費			(170,000)	(108,228)	△61,772
	総会費	前本部役員記念品	30,000	17,458	△12,542
	役員会議費	会議用お茶	30,000	7,074	△22,926
	運営通信費	Wi-Fiサポート料	110,000	83,696	△26,304
運営費 事務局費			(345,000)	(318,634)	△26,366
	事務用品費	コピー機カウンター料、事務用品費	170,000	135,742	△34,258
	旅費	交通費	20,000	15,660	△4,340
	慶弔費		30,000	3,000	△27,000
	渉外費		60,000	0	△60,000
	教育振興協力費	卒業式及び離退任式の花束	25,000	47,514	22,514
	安全防犯活動費	個別登校関連資料、交通安全パンフレット代	40,000	116,718	76,718
運営費 分担金	単位PTA分担金	市P連 単位PTA分担金	40,000	28,290	△11,710
運営費 安全互助会	安全互助会会費	神奈川県PTA協議会安全互助会	50,000	47,203	△2,797
運営費 ボランティア活動費			(15,000)	(4,943)	△10,057
	本のお母さん	ボランティア代	10,000	4,520	△5,480
	チチオーヤ倶楽部	運動会ボランティアお茶代	5,000	423	△4,577
活動費			(310,000)	(171,248)	△138,752
	厚生委員会費	植え替え用花苗	50,000	45,303	△4,697
	校外指導委員会費	校外委員会封筒代	10,000	880	△9,120
	広報委員会費	PTA広報（ささら）印刷代	250,000	125,065	△124,935
予備費	予備費	家庭学級講師料、総合学習関連費	263,348	57,398	△205,950
当期支出合計			(1,193,348)	(735,944)	△457,404
次年度繰越金			0	434,700	434,700
支出合計			1,193,348	1,170,644	△22,704

収入	支出	差引残高 (繰越金)
1,170,644	735,944	434,700

2 0 2 4 年度 決算報告（特別会計）

自. 令和6年4月1日 至. 令和7年03月31日

収入の部

(単位:円)

科目		摘要	予算金額	決算金額	比較増減
前年度繰越金			889,763	889,763	0
雑収入	雑収入		5	394	389
当期収入合計			(5)	(394)	(389)
収入合計			889,768	890,157	389

支出の部

(単位:円)

科目		摘要	予算金額	決算金額	比較増減
雑費	雑費		0	330	330
当期支出合計			(0)	(330)	(330)
次年度繰越金			889,768	889,827	59
支出合計			889,768	890,157	389

収入	支出	差引残高 (繰越金)
890,157	330	889,827

会計監査報告書

2024 年度海老名市立大谷小学校 P T A の決算報告について、帳簿等の関連書類により監査を行った結果、適正に管理及び処理されていることを報告します。

令和 7 年 3 月 29 日

会計監査委員

会計監査委員

2025年度 大谷小学校PTA本部役員 候補者名

役職名	氏 名
会 長	
副会長	
副会長	
副会長	
書 記	
会 計	
学校書記	
学校会計	

2025年度 大谷小学校PTA会計監査委員 候補者名

役職名	氏 名
会計監査	
会計監査	

【第4号議案】

令和7年度会費徴収を行わないことについて

経緯・説明

令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の広がりによるPTA活動の自粛やその後の活動の縮小、令和7年度の会員の任意加入の完全導入によりPTA活動全体の精査・見直しが必要な状況になっています。

特に会員の任意加入により加入率は99%から51%となり、従前の活動をそのまま行うことは、財源面やマンパワーの面で厳しいと言わざるを得ません。

そこで令和7年度は会員の減少も踏まえて、会費に頼らない活動を見出しく、その方向性を検討していく予定です。

また、令和6年度末決算においても一定の繰越金などがあることから、令和7年度の活動においてはその繰越金を活用することで会費徴収を行わずともPTA活動に支障はないと見込んでいることから、令和7年度に限り、会費徴収を行わないこととしたいものです。

【第5号議案】

特別会計からの一般会計への繰り入れ（取り崩し）について

経緯・説明

本会の特別会計は学校周年行事費用及びプリンターの更新費用として過年度から積立てを行ってきました。

その内、プリンターについては令和6年度に現行機の保守契約が終了したことに合わせ、これまでのどおりの多機能で高価なものではなく、シンプルで必要最小限の機能を有した安価なものに更新しました。

従って、プリンター更新費用分については、この先、不要となるため一般会計に繰り入れ（取り崩し）を行い、令和7年度の事業執行の原資等に活用したいものです。

第6号議案

2025年度活動計画(案)～I～

	本部	運営委員会
活動方針	学校とPTAの活動を全体的にとらえ、円滑に運営できる方法を考え施行する	委員会全体での活動を話し合い、相互に連携する
年間予定	・運営委員会開催 ・委員会相互の情報交換を密にする ・補正予算を適宜に決議する ・PTA活動研究発表校 ・市P連への出席 ・青健連との連携 ・学校応援団運営委員会(サマースクール実行委員会)への出席	・年2～3回の運営委員会を開催 ・委員会相互の情報交換 ・PTA活動全体の見直し
1学期	4/ : 青健連運営委員会 4/ : PTA総会(書面開催) 5/ : 市P連定期総会(書面開催) 5/ : 第1回学校応援団運営委員会 5/ : 青健連定期総会 5/14: 第1回PTA指導者研修講座 5/21: 第2回PTA指導者研修講座 6/ : 第2回学校応援団運営委員会 7/ : 運営委員会(1) 7/ : 和座海綾交流会 7/22: サマースクールお手伝い	4/26: PTA総会(書面開催) 7/ : 運営委員会(1)
2学期	9/6 : PTA本部役員交流会 9/6 : PTA活動研究発表会 10/18: 運動会 11/ : 運営委員会(2)	11/ : 運営委員会(2)
3学期	1/ : 新1年生保護者説明会お手伝い 2/ : 運営委員会(3) 2/ : 授業参観・懇談会・次年度委員選出 2/ : PTA本部役員交流会 3/19: 卒業証書授与式	2/ : 運営委員会(3)
備考	・2026年4月: PTA総会まで任期に含む ・本部会は適宜行う	

2025年度活動計画(案)～2～

	広報委員会	成人教育委員会	厚生委員会
活動方針	PTA活動を広くアピールし周知させ、保護者が知りたいと思うことを保護者の視点でとらえ、企画レポートする	子育てをしていく中で保護者自らが研鑽し、向上していくための場を提供する	学校における子ども達の環境(給食、衛生、美化等)を整える活動
年間予定	・広報誌「ささら」の編集及び発行 ・PTA活動の記録を写真として残す		・食の創造館見学会 ・花いっぱい運動 ・学校保健会総会出席 ・給食物資購入選定委員会
1学期	4/ :PTA総会(書面開催) 6/ :ささら107号発行 7/ :運営委員会(1)		4/ :PTA総会(書面開催) 5/ :植替え 7/ :運営委員会(1)
2学期	10/ :運動会取材 11/ :運営委員会(2) 12/ :ささら108号発行		10/ :植替え 11/ :運営委員会(2)
3学期	2/ :音楽会取材 2/ :運営委員会(3) 2/ :ささら109号発行 3/ :引継ぎ		2/ :運営委員会(3) 2/ :植替え 3/ :引継ぎ
備考		★2021年度より委員の選出なし	

2025年度活動計画(案)～3～

	学年委員会(大谷っ子まつり実行委員会)	校外指導委員会
活動方針	大谷小の子どもたちと保護者、教師、地域をつなぐ活動	地域の方々と学校を結び、地域における子ども達の安全を考える活動
年間予定		・青少年健全育成連合会への参加 ・大谷っ子パトロール ・「子ども110番の家」プレート管理 ・危険箇所マップ作成・見直し ・通学路危険箇所改善要望書作成
1学期		4/ :PTA総会(書面開催) 4/ :PTA通学路要望説明会(オンライン開催) 5/ :大谷っ子パトロール強化日 5/ :PTA指導者研修講座 7/ :運営委員会(1)
2学期		9/ :大谷っ子パトロール強化日 11/ :運営委員会(2)
3学期		1/ :大谷っ子パトロール強化日 2/ :運営委員会(3) :子ども110番の家へお礼 2/ :引継ぎ
備考	★2021年度より委員の選出なし	

令和7年度 一般会計予算（案）

自. 令和7年4月1日 至. 令和8年03月31日

収入の部

(単位:円)

科目	摘要	本年度予算	前年度決算	比較増減
PTA会費		(0)	(1, 112, 200)	(△1, 112, 200)
保護者会費	会費徴収せず	0	1, 042, 600	△1, 042, 600
教職員会費	会費徴収せず	0	69, 600	△69, 600
雑収入	雑収入	440, 000	300	439, 700
当年度収入合計		440, 000	1, 112, 500	△672, 500
前年度繰越金		434, 700	58, 144	376, 556
収入合計		874, 700	1, 170, 644	△295, 944

支出の部

(単位:円)

科目	摘要	本年度予算	前年度決算	比較増減
運営費 会議費		(85, 000)	(108, 228)	(△23, 228)
総会費		15, 000	17, 458	△2, 458
役員会議費		5, 000	7, 074	△2, 074
運営通信費	委員会役員費用弁償、Wi-Fi利用料	65, 000	83, 696	△18, 696
運営費 事務局費		(185, 000)	(318, 634)	(△133, 634)
事務用品費		10, 000	135, 742	△125, 742
旅費		10, 000	15, 660	△5, 660
慶弔費		15, 000	3, 000	12, 000
教育振興協力費		100, 000	47, 514	52, 486
安全防犯活動費		50, 000	116, 718	△66, 718
運営費 分担金		(20, 000)	(28, 290)	(△8, 290)
単位PTA分担金	市PTA連絡協議会への支出	20, 000	28, 290	△8, 290
その他分担金		0	0	0
運営費 安全互助会		(20, 000)	(47, 203)	(△27, 203)
安全互助会会費	県PTA協議会への支出	20, 000	47, 203	△27, 203
その他会費		0	0	0
運営費 ボランティア活動費		(5, 000)	(4, 943)	(57)
本のお母さん		5, 000	4, 520	480
チチオーヤ倶楽部	予算措置なし	0	423	△423
活動費		(200, 000)	(171, 248)	(28, 752)
厚生委員会費		45, 000	45, 303	△303
校外指導委員会費		5, 000	880	4, 120
広報委員会費		150, 000	125, 065	24, 935
学年委員会費	活動休止	0	0	0
成人教育委員会費	活動休止	0	0	0
予備費	予備費	359, 700	57, 398	302, 302
当年度支出合計		874, 700	735, 944	138, 756
次年度繰越金(見込)		0	434, 700	△434, 700
支出合計		874, 700	1, 170, 644	△295, 944

令和7年度 特別会計予算（案）

自. 令和7年4月1日 至. 令和8年03月31日

収入の部

(単位:円)

科目	摘要	本年度予算	前年度決算	比較増減
雑収入		(0)	(394)	(△394)
備品・周年行事等積立て		0	0	0
雑収入		0	394	△394
当年度収入合計		0	394	△394
前年度繰越金		889,827	889,763	64
収入合計		889,827	890,157	△330

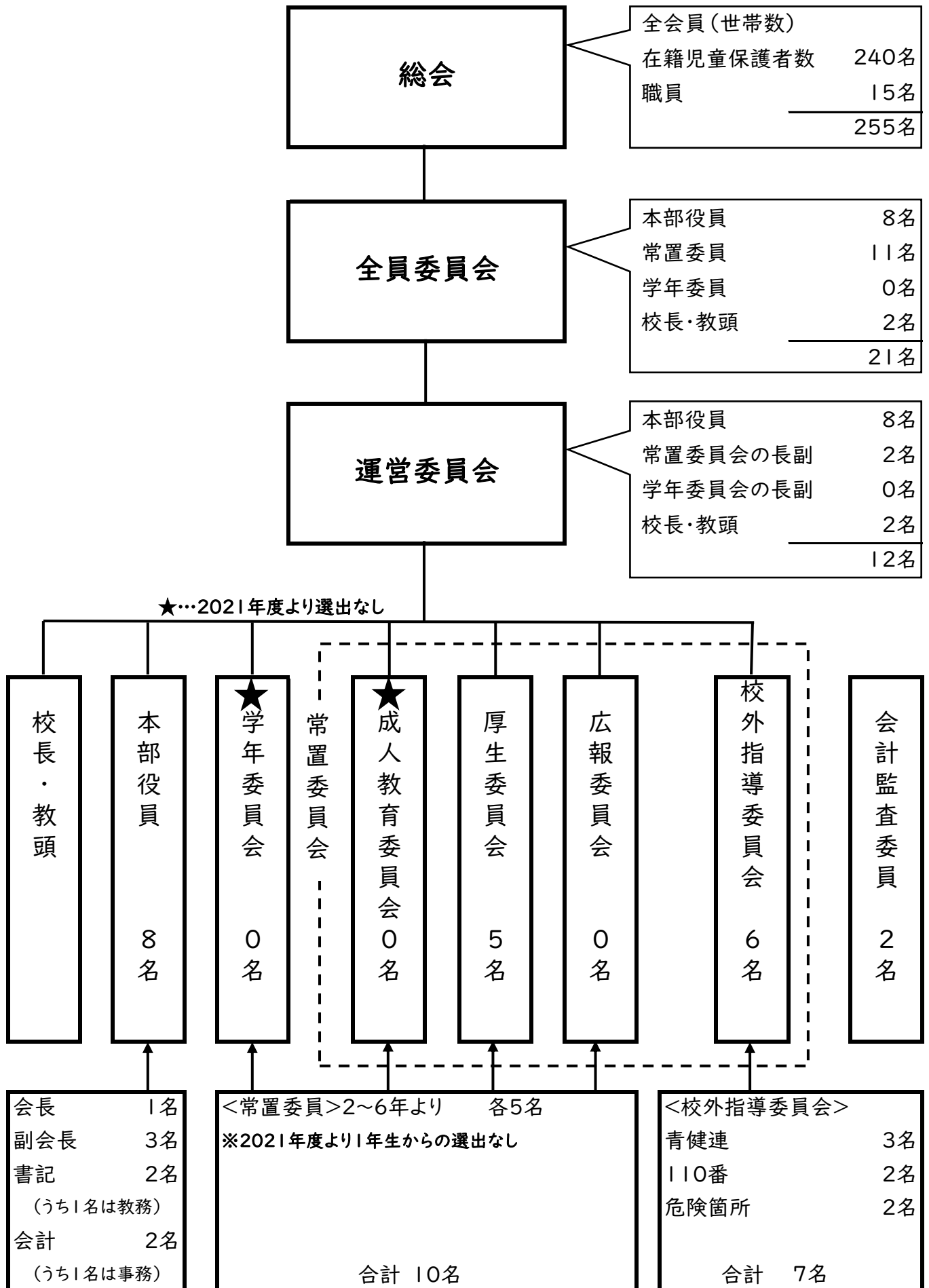
支出の部

(単位:円)

科目	摘要	本年度予算	前年度決算	比較増減
雑費		(440,000)	(330)	(439,670)
備品・周年行事等		0	0	0
雑費	一般会計へ	440,000	330	439,670
当年度支出合計		440,000	330	439,670
次年度繰越金(見込)		449,827	889,827	△440,000
支出合計		889,827	890,157	△330

大谷小学校PTA組織図

構成



大谷小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 第1号 この会は、大谷小学校PTAという。
第2条 第1号 この会は、事務所を大谷小学校におく。

第2章 目的及び活動

- 第3条 第1号 この会は、保護者と教職員が協力して、家族と学校と社会における児童青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。
第4条 第1号 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
第2号 よい保護者、よい教職員となるよう努める。
第3号 家庭と学校との緊密な連絡によって児童、青少年の指導をする。
第4号 児童、青少年の生活環境をよくする。
第5号 公教育費を充実することに努める。
第6号 国際理解に努める。

第3章 方針

- 第5条 第1号 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
第2号 児童、青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
第3号 特定の政党や宗教にかたよることなく又はもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
第4号 この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
第5号 学校の人事、その他の運営には干渉しない。

第4章 会員

- 第6条 第1号 この会の会員となることのできる者は入会と退会の権利を有する。
この会の会員となることができるのは、次のとおりである。
第2号 大谷小学校に在籍する児童の保護者又はこれに代わる者。
第3号 大谷小学校の教職員。
第4号 この会の主旨に賛同する者。ただし第4号に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。
第7条 第1号 この会の会員は、会費を納めるものとする。
第8条 第1号 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

- 第9条 第1号 この会の会計は、一般会計と特別会計からなる。
第2号 一般会計にかかる経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。
第3号 特別会計にかかる経費は、一般会計からの繰入や、その他の収入によって支弁される。
第10条 第1号 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
第2号 特別会計の用途は、事務用備品の購入や、周年行事の開催など、一定周期で必要となり、かつ、単年の一般会計では支出困難なものに限定される。
第11条 第1号 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第12条 第1号 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第13条 第1号 この会の役員は、次のとおりである。
会長1名、副会長若干名、書記若干名及び会計2名。
ただし、海老名市PTA連絡協議会の本部役員当番校にあたる年度はこの限りではない。
役員は、他の役員、会計監査を兼ねることができない。
- 第14条 第1号 役員は、指名委員が会員中より指名した役員候補者を総会の同意を得て決める。
- 第15条 第1号 役員の任期は1年とする。ただし同じ役員の職については、1回に限り再任を妨げない。役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。
- 第16条 第1号 役員の職務は、次のとおりである。
第2号 会長は、この会を統括し、総会、運営委員会及び全員委員会を招集し会議の議長となる。
第3号 会長は、他の役員及び校長の意見を聞いて常置委員会の委員を委嘱する。
第4号 会長は、運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員を委嘱する。
第5号 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
第6号 書記は、議事並びに重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶務を行う。
第7号 会計は、この会の一切の会計事務を処理し、総会において会計監査委員の監査を経て、決算を報告する。

第7章 会計監査委員

- 第17条 第1号 この会の経理を監査するために、2名の監査委員を置き、任期は1年とする。
- 第18条 第1号 会計監査委員は、指名委員が会員中より指名した会計監査委員候補者を、総会の同意を得て決める。
- 第19条 第1号 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第8章 役員監査委員候補者指名委員会

- 第21条 第1号 役員及び会計監査委員の候補者を指名するときは、役員監査委員候補者指名委員会（以下「指名委員」という。）を置く。
- 第22条 第1号 指名委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。
第2号 指名委員会の委員は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。
- 第23条 第1号 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第9章 総会

- 第24条 第1号 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第25条 第1号 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
第2号 定期総会は、年度の始めに開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第26条 第1号 総会は、会員の5分の1以上の出席（委任状数含む）がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 第27条 第1号 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第10章 運営委員会

- 第28条 第1号 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、副委員長、学年委員長、副委員長、臨時委員会のある場合は、その委員長及び校長、教頭をもって構成する。
- 第29条 第1号 運営委員会の任務は、次のとおりである。
- 第2号 この規約に定められてあるもののほか、各種委員会の権限以外のこの会の運営に関する事務を処理し、各種委員会の連絡調整にあたる。
- 第3号 総会に提出する議案の調整並びに議事日程の立案にあたる。
- 第4号 その他重要事項を審議処理する。
- 第30条 第1号 運営委員会は、構成員の4分の1以上出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 第2号 議事は出席者の過半数で決する。

第11章 常置委員会及び臨時委員会

- 第31条 第1号 この会の活動に必要な事項について、調査研究立案するために常置委員会を置く。
- 第2号 常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。
- 第32条 第1号 特別な事項について、必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。
- 第2号 臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

第12章 学年委員及び地区委員

- 第33条 第1号 この会と学級との連絡にあたるため、学年委員を置く。
- 第2号 学年委員について、必要な事項は細則で定める。
- 第34条 第1号 この会と地区との連絡にあたるため、地区委員を置く。
- 第2号 地区委員について、必要な事項は細則で定める。

第13章 全員委員会

- 第35条 第1号 各種委員会の連絡にあたり、会の運営に協力するため、全員委員会を置く。
- 第2号 全員委員会は、役員、常置委員、学年委員及び校長、教頭をもって構成する。
- 第3号 全員委員会を開催する必要があるときは、会長が召集し、会議の議長となる。

第14章 会費

- 第36条 第1号 会員は、会費を納入するものとする。
- 第2号 必要な事項は、細則によって定める。

第15章 事業年度

- 第37条 第1号 この事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16章 細則

- 第38条 第1号 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 第2号 運営委員は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を、次期総会に報告しなければならない。

第 39 条 第 1 号 この規約の改正は、運営委員会が必要と認めたとき又は、会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき、総会において提案するものとする。

第 2 号 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

第 17 章 個人情報

第 40 条 第 1 号 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

本規約は、 昭和 44 年 4 月 1 日施行
昭和 51 年 4 月 28 日改正
平成 4 年 4 月 24 日改正
平成 14 年 4 月 26 日改正
平成 30 年 1 月 17 日改正
平成 31 年 4 月 16 日改正
令和 2 年 4 月 28 日改正
令和 5 年 4 月 28 日改正

大谷小学校PTA細則

第1章 会 費

第1条 会費は月額一律200円を納入するものとする。

第2章 役 員

第2条 役員中書記2名、会計2名の内それぞれ1名は教職員をもってこれにあてる。

第3章 会計監査委員

第3条 会計監査は互選により、会計監査委員長を選出する。

2 会計監査委員長は、会計監査委員を代表する。

第4章 役員及び会計監査委員候補者指名委員会

第4条 役員、会計監査委員候補者指名委員会の構成は次のとおり行う。

2 全員委員会の中より10名、教職員の中より2名選出する。
その中から互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

第5条 次年度役員及び会計監査委員候補者の指名は年度の終わりに行う。

第5章 総 会

第6条 会員の異動及び新役員、会計監査委員の承認、並びに年間計画及び収支予算の審議決定、会計監査を経た収支決算報告の承認は、年度始めの定期総会で行う。

第6章 常置委員会及び臨時委員会

第7条 常置委員会として、成人教育委員会、厚生委員会、校外指導委員会、及び広報委員会を置く。

2 成人教育委員、厚生委員、広報委員として、会員の互選により若干名を置く。

第8条 常置委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

第9条 各委員会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第10条 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

第11条 常置委員の任務は次のとおりである。

2 成人教育委員会

会員がよい保護者、よい教職員となるように自らつとめ、互いに教養を高めるようにすると共に、会員相互の親睦をはかる。

3 厚生委員会

児童および会員相互の福利厚生をはかり、指導につとめる。

4 校外指導委員会

児童の家庭生活、社会生活並びに児童相互の自主的集団生活と交通安全の指導をする。

5 広報委員会

この会の会員に対し、また必要に応じ、その地域社会並びに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達意見の交換につとめる。

第12条 臨時委員会の委員は、会長がこれを嘱する。

第13条 臨時委員会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第14条 臨時委員会は、その任務を終わったときに解散する。

第15条 校長、教頭は学校管理並びに教育上、各常置委員会又は臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第7章 学年委員

- 第16条 学年ごとに、会員の互選により、学年委員3名から4名を置く。
第17条 学年委員は、学年保護者を代表する。

第8章 校外指導委員会

- 第18条 地区ごとに会員の互選により、地区委員若干名を置き、校外指導委員会とする。
第19条 委員長、副委員長は地区委員より互選する。

第9章 学年及び学級保護者会

- 第20条 学年又は学級に関する常置委員会の権限以外の事項につき、学校と緊密なる連絡のもとに、児童の幸福な成長をはかる目的をもって、学年及び学級保護者会を置くことができる。
2 学年委員は、学年保護者を代表し、会と学級との連絡にあたる。

第10章 表彰及び慶弔

- 第21条 役員又は役員として勤め、功労ありと認めた場合は、退任の際、これを表彰することができる。
第22条 その他運営委員会が功労ありと認めた場合は、これを表彰することができる。
第23条 会員又は、この会に関係あるものの慶弔、その他の事柄に際して、慶弔の意を表すことができる。

本細則は、昭和44年	4月1日施行	昭和52年	4月28日改正
昭和58年	6月19日改正	平成元年	4月21日改正
平成4年	4月24日改正	平成13年	10月13日改正
平成15年	11月28日改正	平成17年	3月11日改正
平成23年	2月22日改正	平成25年	6月12日改正
平成30年	2月26日改正	平成31年	4月16日改正
令和5年	4月28日改正		

海老名市立大谷小学校 P T A 個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報の利用目的の特定等（第4条－第6条）
- 第3章 個人情報の取得の制限等（第7条－第8条）
- 第4章 個人データの第三者への提供の制限等（第9条－第10条）
- 第5章 保有個人データの開示、訂正・削除（第11条－第12条）
- 第6章 組織及び体制（第13条－第15条）
- 第7章 雑則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、海老名市立大谷小学校 P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- （2） 保有個人情報 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- （3） 本人 前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- （4） 役員 本会の役員会を構成する者をいう。
- （5） 運営委員 本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- （6） 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

（責務）

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事

業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(個人情報保護管理者)

第4条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的の特定)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

(個人情報の収集)

第6条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(個人情報の利用の制限)

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、破損その他の事故防止

(2) 改ざん及び漏えいの防止

(3) 個人情報の正確性及び最新性の維持

(4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託する時は、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかに

し、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人データの第三者への提供の制限等

(第三者への提供の制限)

第9条 本会は、収集した個人情報に事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該

事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5章 保有個人データの開示、訂正・削除

(個人情報の開示請求)

第11条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正又は削除請求)

第12条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

(苦情の処理)

第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）については必要な体制整備を行い、苦情があった時は、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、本会会長とする。

3 本会会長は、苦情対応の業務を運営委員に委任することができる。その場合は、あらかじめ運営委員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(漏えい時などの対応)

第14条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第15条 個人情報保護管理者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する24留意事項について研修を実施するものとする。

る。

第7章 雑則

(雑則)

第16条 本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。